

検証項目 3 : 災害応急・復旧対策

(1) : 孤立集落への対応

① : 通信手段の確保、水・食料・生活用品等の確保

1. これまでの取組み

(1) 県内における孤立予想集落の調査

- ・県では災害発生時に備え、内閣府の定義に従い、孤立が予想される集落について市町村に対し毎年調査を行い、人口、世帯数、通信手段の確保状況などを台帳として整備している。(平成22年度～)

「孤立」(内閣府定義)

中山間地域、沿岸地域、島嶼部などの地区及び集落において、地震、風水害、津波等による道路構造物の損傷、道路への土砂堆積等の要因により、道路交通及び海上交通による外部からのアクセス(四輪自動車で行き来が可能かどうかを目安)が途絶し、人の移動・物資の流通が困難もしくは不可能となる状態

「孤立予想集落」(同上)

集落への全てのアクセス道路(四輪自動車で行き来できる道路)が土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害危険箇所又は山地災害危険地区に隣接している集落(原則として農業集落等の単位で調査・把握)

＜県内の孤立予想集落の状況＞

- ①県内における孤立予想集落数：538集落(28市町村)
- ②地域別孤立予想集落数及び集落内人口

地域	平成30年1月1日時点		令和2年1月1日時点	
	孤立予想集落数	集落内人口	孤立予想集落数	集落内人口
岐阜	60集落	4,509人	60集落	4,232人
西濃	44集落	3,119人	44集落	2,878人
中濃	211集落	22,519人	213集落	22,524人
東濃	90集落	9,378人	93集落	8,910人
飛騨	129集落	11,899人	128集落	11,377人
合計	534集落	51,424人	538集落	49,921人

<孤立予想集落における各種配備状況等>

項目	平成30年1月1日時点		令和2年1月1日時点	
	対応済集落数	割合	対応済集落数	割合
避難施設あり	427	80.0%	424	79.0%
非常電源の確保あり	32	6.0%	34	6.3%
飲料水の備蓄あり	126	23.6%	143	26.6%
食料（主食）の備蓄あり	166	31.1%	219	40.8%
医薬品等の備蓄あり	67	12.5%	76	14.2%
毛布の備蓄あり	86	16.1%	118	22.0%
情報通信手段あり （固定電話のみ除く）	523	97.9%	532	99.1%
複数の情報通信手段あり	313	58.6%	374	69.6%
衛星携帯電話あり	11	2.1%	11	2.1%
消防団無線あり	200	37.5%	198	36.9%
防災行政無線あり	300	56.2%	284	52.9%
ヘリコプターの駐機スペースあり	113	21.2%	121	22.5%
（駐機スペースなしで）ホイストで昇降できる場所あり	486	91.0%	496	92.4%

（2）県の孤立集落対策

- ・市町村単独では実施が困難な対策について補助制度を設け、5市町村7箇所（飛驒市3箇所、七宗町、八百津町、白川町、東白川村）でヘリポートを整備し、衛星携帯電話は1市（下呂市）に整備した。
- ・また、孤立集落支援のため次の資材を県広域防災センターに配備した。
（平成21年度整備）

資材名	数量
救急医療セット	20セット
非常用浄水器及びフィルタ（飲料水確保用）	30台
避難・救護用テント	10張
災害用入浴システム	2セット
物資運搬用ローラコンベア	10個
ローラコンベア用スタンド	20個

2. 事象（事実の記載）とその事象への対応

・今回の災害では3市17地区で孤立状態が発生し、最大3,409人（観光客等を含む）に影響した。これら17地区のうち、内閣府の定義による「孤立予想集落」に該当したのは13地区であり、「孤立予想集落」に該当しない残る4地区は、雨量規制や道路の大規模な路側崩壊等により地域全体が孤立状態になった地区である。

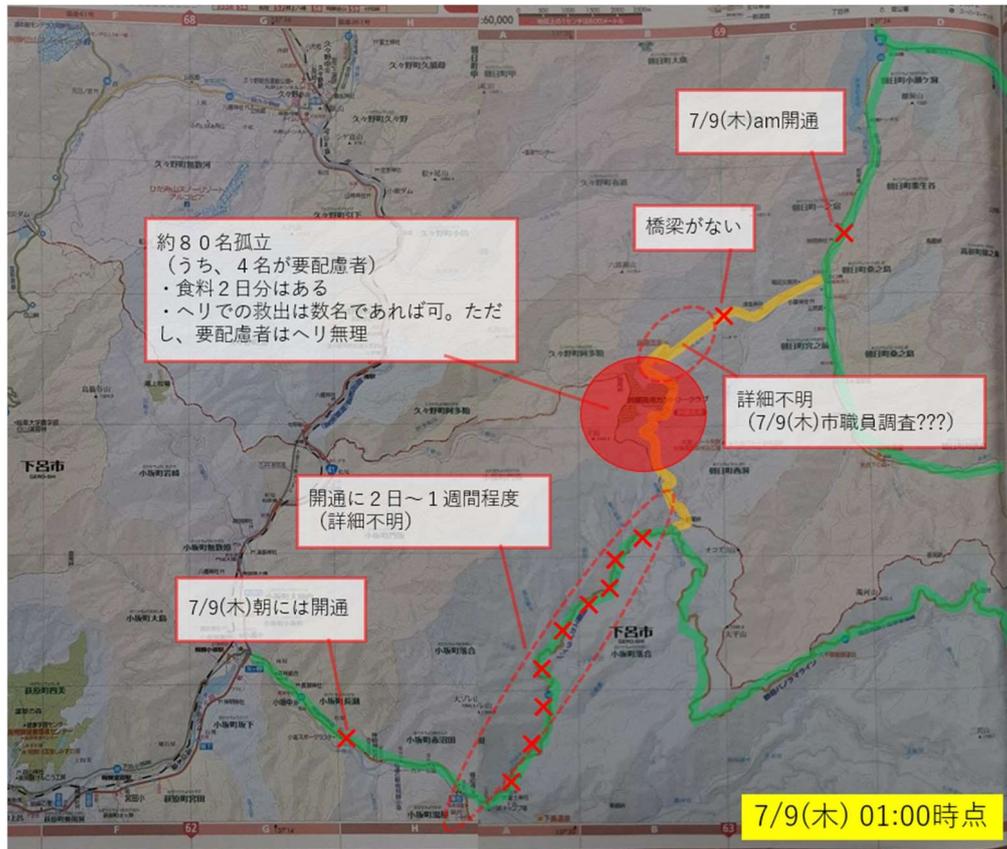
○令和2年7月豪雨災害による県内の孤立状態発生一覧

市町村	番号	地区名	世帯数	人数	観光客業者等	特記事項	停電	断水	孤立 予想集落	孤立解消
高山市	①	上宝町長倉	614	1,304	103		○ (一部)			7月9日 19:00
	②	奥飛騨温泉郷					○ (一部)			
	③	丹生川町久手	2	4	30		○ (一部)			7月9日 18:00
	④	高根町中洞							○	7月9日 11:30
	⑤	高根町池ヶ洞	9	12	3				○	
	⑥	朝日町一之宿ほか (秋7地区)	129	319	-	・防災ヘリにて、秋神地区に水、食料を搬送	○	○ (一部)	○	7月9日 8:00
	⑦	朝日町西洞 (鈴蘭高原ゴルフ場)	4	20	59	・県警ヘリにて、鈴蘭高原に水、食料等を搬送 復路で要配慮者を救助し避難所へ搬送	○	○ (一部)	○	7月9日 14:30
	⑧	一之宮町	1	5	-					7月8日 16:30
下呂市	⑨	小坂町落合	74	197	-		○		○	
	⑩	小坂町湯屋	90	257	-		○	○	○	7月10日 7:10
	⑪	小坂町大洞	63	196	-		○	○	○	
	⑫	小坂町赤沼田	48	143	-		○		○	7月8日 18:00
	⑬	小坂町長瀬	134	355	-		○		○	
	⑭	馬瀬川上・馬瀬黒石	19	29	-		○		○	
	⑮	馬瀬惣島	36	83	-		○		○	7月8日 17:00
⑯	馬瀬西村	50	131	-		○		○		
郡上市	⑰	明宝小川地区	58	159	-				○	7月8日 18:00
孤立地区計：17地区			1,331	3,214	195	孤立者計：3,409人	13	4	13	

<孤立対応事例：高山市朝日町西洞地内>

- ・7月8日 高山市朝日町西洞地内の鈴蘭高原において、土砂災害による道路寸断のため、ゴルフ場関係者、ペンション経営者・別荘利用者の計79人が孤立状態となった。
- ・7月9日 一般県道濁河温泉線の道路啓開完了により、孤立状態解消となった。

○7月9日1時時点で把握していた状況



<孤立に関する情報の把握・整理>

- ・ 高山市朝日町西洞地内で発生した孤立では、住民基本台帳で確認できない観光客や別荘利用者についての把握が必要となり、孤立の実態及び必要な支援の把握に時間を要した。

<防災ヘリ・県警ヘリによる対応>

- ・ 7月9日18時30分頃 ヘリ統制チーム参集。
- ・ 7月9日10時頃 防災ヘリ（若鮎Ⅰ）により天候調査を行い、フライト可能であることを確認。
- ・ 7月9日13時頃 県警ヘリ（らいちょうⅡ）により、鈴蘭高原に消防隊員2人と別荘地支配人及び援助物資（水、食料、燃料、簡易トイレ）を搬送し、同所から要配慮者及び介助者の2名を乗せて高山市朝日町の避難所へ搬送。



要配慮者を收容する状況



要配慮者を消防隊に引継ぐ状況

<陸路による対応>

- ・ 7月9日 高山市が「鈴蘭高原にて孤立中の世帯に物資（水、食料）を徒歩にて届けてほしい」と高山警察署に依頼。
- ・ 高山警察署員9人（先発隊4人・後発隊5人）が本署を出発。
- ・ 消防と協力し、孤立集落に物資（水・食料）を搬送。
- ・ 地上路の安全を確認のうえ、消防署員、警察職員等の誘導により、孤立者79名中71名が徒歩及び車両にて孤立集落外へ移動。

<ライフラインの途絶>

- ・ 今回孤立状態となった17地区のうち、停電が発生したのは13地区、断水が発生したのは4地区あった。

3. これまでの取組みの評価と今回の災害における課題

（1）孤立集落における救助対応

- ・ 孤立した地域に居住する要配慮者（身体の不自由な高齢者）をヘリにより避難所へ搬送することができた。

（2）孤立に関する情報の整理・把握

- ・ 住民基本台帳で確認できない別荘利用者等について、人数の把握、必要な支援等の確認に時間を要した。

課題・対応策（1）（2）

○市町村ヒアリング結果

- ・ 別荘利用者の把握は管理事務所等がない場合も多く、基本的に自治会に入っていないため、災害時に居住しているかの把握が難しい。防災行政無線やエリアメールで広く災害の情報を流し、避難所へ避難してもらわないと把握できない。

- ・物資支援について、ヘリにより運搬することができたが、今後、ヘリによる物資支援の効率化について、検討が必要である。

課題・・対応策（3）

- ・また、別荘利用者についても、身の回りの危険性を確認し、必要な備蓄などの備えについて呼びかける必要がある。

課題・・対応策（4）

（3）孤立予想集落における備蓄、支援資機材

- ・食料の備蓄を実施している孤立予想集落が166箇所から219箇所に増加し、備蓄率については約31%から約41%に向上するも、物資支援が必要であった地区が生じた。継続して備蓄率の改善が必要である。
- ・本県では事案がなかったが、他県の河川氾濫事例（熊本県球磨川等）では、浸水した住宅地で孤立となった多くの住民がヘリやボートにより救出された。今後、孤立予想集落以外の孤立に対応する資機材の充実について検討が必要である。

課題・・対応策（3）

（4）集落の自助・共助及びライフライン保全対策

- ・孤立状態となった後、道路啓開等により救助が行われるまでの間においては、備蓄等により当面の生活を維持する必要があることから、災害時に備えて食糧等の備蓄を進める必要がある。
- ・また、孤立状態となった際には、周辺道路の被災に伴い、停電が発生し、それに付随して水源地のポンプの停止、携帯電話基地局の機能停止といった各種ライフラインの途絶にもつながる恐れがあるため、孤立予想集落周辺の停電対策が特に重要となる。

課題・・対応策（4）（5）

4. 対応策

（1）別荘利用者等の孤立情報の把握、集約【県】

- ・県は、別荘利用者等の把握を速やかに行うため、別荘利用者等に関する孤立情報の連絡体制を確立し、市町村へ周知する。

（2）孤立予想集落のデータベース化【県】

- ・県は、孤立の解消、必要な支援の実施を速やかに行うため、孤立予想集落ごとに、周辺道路を含めた地図を付けるなどデータベース化する。

(3) 孤立支援・救助救命資機材の更新・配備【県】

- ・県は、ヘリによる孤立集落支援用として、発電機等必要な資材をパッケージ化し備蓄する。
- ・県警察は、大規模水害で孤立状態となった他県の事例を踏まえ、新たに支援・救助救命に資する資機材（ボート）の更新・配備を検討する。

(4) 備蓄の推進及び啓発【県・市町村】

- ・県及び市町村は、新聞・テレビ・SNSなど各種メディアを通じた広報により、孤立予想集落だけでなく、別荘利用者も含めて食糧等の備蓄を自ら進めるよう、周知を図る。

(5) ライフライン保全対策事業の推進【県・市町村・その他】

- ・県、市町村及び電力会社は、平成30年台風第21号の被害を受けて始めた「ライフライン保全対策事業」により、孤立予想集落周辺道路の危険木の伐採を進め、孤立状態になった際でも電気の供給ができる状態となるよう努める。

検証項目 3 : 災害応急・復旧対策**(1) : 孤立集落への対応****② : 孤立集落へ通じる道路の確保****1. これまでの取組み****(1) 災害時の協力体制の構築と災害時応急対策用資機材備蓄拠点の運用**

- ・災害発生時における道路の調査や応急復旧を目的とした災害時応援協定を、岐阜県建設業協会等と締結し、有事の際の初動体制を構築している。
- ・平成29年度に県内の7箇所（揖斐、美濃、郡上、多治見、恵那、下呂、高山）に災害時応急対策用資機材備蓄拠点を整備し、早期復旧に必要な資機材を平時より備蓄している。
- ・さらに、令和元年度には、工事用信号機材セット等を追加配備するとともに、使用頻度の高い資機材を備蓄するサテライト拠点の追加整備を可茂と古川土木事務所管内で進めており、令和2年7月には古川土木事務所管内において、拠点の追加整備が完了している。

(2) 道路啓開訓練の実施

- ・平成29年度に道路啓開の考え方や手順等を定めた「岐阜県道路啓開計画」を策定しており、令和元年度からは、関係機関（各道路管理者、建設業協会等）合同による道路啓開訓練を実施し、道路啓開の作業方法や優先順位等を確認している。
- ・大規模災害時において、電柱や電線が道路の通行に支障を来した場合に、電力会社等と連携して支障物を除去し、道路を啓開できるよう、令和元年度に中部電力（株）と協定を締結するとともに、西日本電信電話（株）とも令和2年8月に同様の協定を締結した。

(3) 官民連携による危険木の解消

- ・緊急輸送道路や孤立の恐れがある集落へ通じる道路沿いの私有地内の樹木について、市町村と連携し、所有者に伐採経費の一部を助成し、災害時に道路機能の障害となり得る危険木の除去を実施している。

(4) 道路整備や防災対策事業の実施

- ・道路改築によるネットワークや緊急輸送道路の整備、道路防災総点検に基づく防災対策事業などを実施し、雨量規制区間や孤立路線の解消など、道路の安全性を向上させてきた。（雨量規制区間：76区間、449.7km）
- ・災害時において橋梁等が被災しないよう、道路法に基づき5年に1度の点検を行い適切な維持管理を実施し、とりわけ、孤立予想集落に繋がる道路にあ

る橋梁については、大規模地震時に橋桁が落ちない対策が完了している。

2. 事象（事実の記載）とその事象への対応

<事象>

- ・今回の災害においては、県が管理する道路の被災等により、郡上市、下呂市及び高山市において、1, 331世帯、3, 409人（観光客等を含む）の孤立が発生した。

<対応>

- ・災害時応援協定を締結している建設業協会と連携を密にし、道路の応急復旧、道路啓開を円滑に実施することにより、早期に孤立集落の解消を図った。
- ・平時の道路総合管理業務を委託している業者とも連携し、速やかに被災状況を把握することで、迅速な対応に繋がった。
- ・道路啓開や応急復旧の実施にあたって、災害時応急対策用資機材を活用した。
- ・一般県道湯屋温泉線の下呂市小坂町赤沼田^{あかんた}地内で発生した電線や電柱、倒木が絡む法面崩壊の道路啓開においては、中部電力パワーグリッド（株）と連携して早期に対応する等、中部電力（株）との協定に基づき、連携して円滑な道路啓開を実施した。

【建設業協会との連携内容】

協会名	活動場所	主な被害状況	主な活動内容
下呂建設業協会	下呂市小坂町、馬瀬他	土砂流出、倒木など	土砂・倒木撤去、大型土のう設置など
高山建設業協会	高山市丹生川町、朝日町 他	土砂流出、倒木、法面崩壊など	土砂・倒木撤去、大型土のう設置、路面排水対策など
吉城建設業協会	高山市上宝町、奥飛騨温泉郷 他	路側決壊、土砂流出など	土砂撤去、大型土のう設置など

【道路啓開作業の実施例】



国道471号 高山市上宝町葛山地内の道路啓開状況

3. これまでの取組みの評価と今回の災害における課題

(1) 災害時応援協力体制による対応と災害時緊急対策用資機材・拠点の整備

<評価>

- ・岐阜県建設業協会との災害応援協力に関する協定に基づき、速やかに道路の啓開及び応急復旧作業に着手することにより、7月7日から8日にかけて発生した孤立集落は7月10日に解消するなど、迅速な災害対応が実施された。
- ・建設業協会へのアンケート結果からも、県が整備した災害時緊急対策用資機材は大変有効に機能しており、早期の道路啓開、応急復旧に寄与した。

<課題>

- ・一方で、被害が集中した飛騨地域においては、土砂流出や路側崩壊による通行規制が多発し、片側交互規制時に必要な工事用信号機等が備蓄資機材のみでは不足したことから、資機材の追加配備が必要である。
- ・これに加え、今回のようなピンポイントでの災害は、県内のあらゆる箇所が発生する可能性があるため、防災備蓄拠点のさらなる整備が必要である。

【被災後の建設業協会へのアンケート結果】

○今回の豪雨対応で有効であった備蓄資機材

- ・大型土のう（耐候性）

○備蓄拠点の追加設置

- ・災害時緊急対策用資機材備蓄拠点（岐阜地区）
- ・災害時緊急対策用資機材備蓄拠点（高山市上宝地区）

課題・・対応策（1）

(2) 道路啓開の実施

<評価・課題>

- ・「岐阜県道路啓開計画」に基づき、迅速な道路啓開が実施できたが、今後も実効性の向上を図るため、引き続き関係機関（各道路管理者、建設業協会等）合同による道路啓開訓練を実施する必要がある。
- ・中部電力（株）との協定に基づき、連携して道路啓開を実施することができたことから、今後も日頃から情報共有する等、大規模災害時に連携できるような体制の構築を進める必要がある。
- ・なお、県内に電力を供給している、関西電力送配電（株）、北陸電力送配電（株）とも今後協定締結を予定しており、体制整備が進んでいる。

課題・・対応策（2）

(3) 官民連携による危険木の解消**<評価・課題>**

- ・今回の災害においても、倒木による道路の通行止めが発生したことから、私有地内の樹木については、引き続き市町村と連携し、所有者に伐採経費の一部を助成し、災害時に道路機能の障害となり得る危険木の除去を推進する必要がある。

課題・・対応策(3)**(4) 道路整備や防災対策事業の効果等****<評価>**

- ・これまでに道路整備や防災対策事業を実施したことにより道路の安全性が向上し、雨量規制を解消した区間においては、今回の災害時における通行止めはほとんど発生せず、孤立防止や迂回路として有効に機能するなど、これまでの道路整備や防災対策事業による効果は発揮された。

<課題>

- ・しかし、今回の災害では、高山市や下呂市を中心に道路への土砂流出や、路側崩壊が多数発生し、観光や物流に大きな影響を及ぼしており、また、県内には幅員狭小区間や落石危険箇所等が数多く存在するため、引き続き緊急輸送道路等の道路整備や防災対策事業を推進していく必要がある。
- ・加えて、県内には、依然として雨量規制区間が存在しており、今回の災害では、雨量規制と災害規制が併発して、一部孤立が生じることがあったため、引き続き、雨量規制解除に向けた道路整備や防災対策の実施も必要である。

課題・・対応策(4)**4. 対応策****(1) 災害時応急対策用資機材備蓄拠点の整備【県】****①災害時応急対策用資機材の増強**

- ・災害時応急対策用資機材備蓄拠点に工事用信号機等を追加配備する。

②災害時応急対策用資機材備蓄拠点の追加整備

- ・県内に整備済みの災害時応急対策用資機材備蓄拠点に加え、新たな拠点整備を検討する。(岐阜地区など)

(2) 道路啓開訓練の実施【県・市町村・その他】

- ・大規模災害時においても、早期に緊急輸送道路を緊急車両等が通行できるよう、引き続き関係機関(各道路管理者、建設業協会、市長村等)合同による

道路啓開訓練を実施する。

(3) 官民連携による危険木の解消【県・市町村】

- ・災害時に道路機能の障害となり得る県管理道路沿いの私有地内樹木について、市町村と連携し、引き続き所有者に伐採経費の一部を助成する。

(4) 道路整備や防災事業の促進【県】

- ・緊急輸送道路や迂回路となる区間、雨量規制区間等において、道路の整備（現道拡幅・バイパス整備）や防災対策（落石対策等）を推進する。

検証項目 3 : 災害応急・復旧対策**(1) : 孤立集落への対応****③ : 迂回路として機能する林道****1. これまでの取組み****(1) 路線別詳細調査の実施**

- ・林道の管理主体である市町村において、平成30年度に迂回路として機能する林道の調査を実施し、迂回路となり得る林道（74路線）を整理した。

(2) 補助事業の実施

- ・上記調査により整理した迂回路となる林道に対して、県は機能強化を図るため、補助事業の優先採択を行っている。
- ・令和元年度は、8市町10路線の林道について、路側改良、法面保全や舗装などの改良工事に対する補助を行い、機能強化を図った。

2. 事象（事実の記載）とその事象への対応**(1) 孤立解消に役立った林道の状況**

- ・今回の災害においては、孤立集落の解消に寄与する林道はなかった。
(平成30年7月豪雨災害においては、3路線の林道が4集落の孤立解消に寄与した。)

(2) 迂回路として機能する林道の被災状況

- ・迂回路として機能する74路線の林道のうち、4路線が被災し通行止めとなったが、これら林道の通行止めにより孤立した集落はなかった。
- ・被災した林道については、今後、市町村が林道災害復旧事業（国庫補助）により復旧工事を行う。

3. これまでの取組みの評価と今回の災害における課題

- ・補助事業により機能強化を図った箇所は今回被災しておらず、事業の成果が現れた。しかし、事業未着手の林道においては災害が発生している箇所もあるため、引き続き機能強化を推進する必要がある。

課題 ・ ・ 対応策（2）

4. 対応策

(1) 定期的な林道点検及び予防措置の実施【市町村】

- ・台風等の豪雨が予想される前に、林道の点検を実施し必要な予防措置を行う。
また、林道の被災時には、必要に応じて応急復旧工事を実施する。
- ・定期的に林道の調査を実施し、機能強化を図ることが必要な箇所を把握するとともに、必要に応じて補助事業等を活用し対策工事を実施する。

(2) 補助事業の実施【県】

- ・市町村の調査結果に基づき、林道の機能強化を図ることが必要な箇所について、補助事業の優先的な採択を行う。

検証項目 3 : 災害応急・復旧対策**(2) : 断水・停電時の対応****① : 応急給水対応及び応急復旧対応****ア : 各水道事業者における応急給水対応及び応急復旧対応****1. これまでの取組み****(1) 応急給水資材、応急復旧資材の準備及び応援体制の整備【県】**

- ・「岐阜県水道災害相互応援協定書」を県及び全ての市町村との間で締結し、従前から災害時の相互応援に備えるとともに、各水道事業者（市町村）における応急給水資材及び応急復旧資材の整備状況について、情報収集、情報共有を行っている。
- ・平成15年1月に、「災害時における応急復旧の応援に関する協定書」を県と岐阜県管設備工業協同組合との間で締結し、応援体制を整備した。
- ・(公社)日本水道協会では、平成8年から全国の水道事業者相互による応援活動ルールを策定し、活動を実施している。

(2) 応急給水体制及び応急復旧体制の強化【県】

- ・毎年、「水道事業担当者会議」において、市町村の水道担当者に対して応急給水資材や応急復旧資材の準備等を要請し、体制の強化を図っている。

(3) 応急給水資材の準備等【市町村】

- ・平成30年7月豪雨災害では、高所の受水槽への給水ルートがなく、他市からの応援による加圧ポンプ付き給水車で対応を行った。このことから、給水車を配備している13市町のうち、2市において新たに加圧ポンプ付き給水車を配備した。令和2年4月1日現在、5市町が加圧ポンプ付きの給水車を配備している。
- ・仮設水槽・給水タンクを配備している41市町村のうち、4市町が加圧ポンプ付き仮設水槽・給水タンクを配備している。

(4) 応急復旧資材の準備等【市町村】

- ・それぞれの状況に合わせ、応急復旧資材（種々の口径の塩化ビニル配管等）の準備を進めることとしている。

(5) 応急給水場所及び給水車への浄水補給場所の位置情報の提供方法の検討【市町村】

- ・平成30年7月豪雨災害では、土地勘のない他市の水道事業者が応援要請に対し対応したところ、応急給水場所等の把握が困難な事例があったことから、

給水車を配備している13市町のうち、6市において給水車へのカーナビゲーションシステムを導入した。また、応援を要請する市町村は、応援する市町村に対し、応急給水場所等への適切なアクセスルートを地図上で示すなど、分かりやすい情報提供を行うこととした。

2. 事象（事実の記載）とその事象への対応

発生日時	発生地区	断水戸数・断水時間	原因	応急給水	応急復旧
7/8 2:30 頃	下呂市 門坂	16 戸 約 108 時間 30 分	土砂崩れによる 配水管の一部破損	給水袋による 応急給水	7/12 15:00 頃 配水管の応急復旧 により断水解消
7/8 3:30 頃	高山市 朝日町 西洞	121 戸 約 59 時間 30 分	土砂崩れによる 配水管の一部破損	・防災ヘリでの 飲料水・食料運搬 ・給水車による応急 給水	7/10 15:00 頃 配水管の応急復旧 により断水解消
7/8 6:40 頃	下呂市 萩原	11 戸 約 31 時間 20 分	土砂崩れによる 配水管の一部破損	—	7/9 14:00 頃 配水管の応急復旧 により断水解消
7/9 19:00 頃	下呂市 湯屋、 大洞	150 戸 約 25 時間	停電による 送水不能	給水タンクによる 応急給水	7/10 20:00 頃 電力復旧により 断水解消
7/11 12:00 頃	高山市 丹生川町 芦屋	250 戸 約 4 時間	土砂崩れによる 配水管の一部破損	—	7/11 16:00 頃 破損箇所の止水を 実施し、隣接地区 より給水すること で断水解消
7/12 0:00 頃	瑞浪市 日吉町	7 戸 約 14 時間 30 分	土砂崩れによる 配水管の一部破損	水入りポリタンク の各戸配布	7/12 14:00 頃 破損箇所の止水を 実施し、断水解消

3. これまでの取組みの評価と今回の災害における課題

(1) 応急給水体制及び応急復旧体制の強化【県】

- ・県において、「水道事業担当者会議」で、市町村の水道担当者に対し、災害発生時の対応を意識させ、応急給水体制及び応急復旧体制の強化を図ることができた。

(2) 応急給水対応及び応急復旧対応【市町村】

- ・高山市、下呂市及び瑞浪市は、配水管の破損などにより断水が発生した地区において、給水車や給水袋などの応急給水資材により迅速に水の供給を実施した。
- ・高山市は、奥飛騨温泉郷の2地区（一宝水、中尾）において、導水管の破損により取水不能となったことから、（公社）日本水道協会岐阜県支部に給水車の派遣を要請した。要請を受けた岐阜市、郡上市、大垣市及び関市が配水池に給水したことにより、断水は発生しなかった。

<給水車派遣状況>

派遣期間	地区名	給水車派遣自治体
7/10～7/12	一宝水	岐阜市、郡上市（7/12より中尾地区へ）
7/13	中尾	郡上市
7/14～7/16	中尾	大垣市、関市

<導水管の復旧状況>

地区名	破損発生日時	復旧日時	復旧に要した時間
中尾	7/8 11:00	7/16 17:00	約 198 時間
一宝水	7/8 12:00	7/12 17:00	約 101 時間

- ・被災した市町村において、種々の口径の塩化ビニル配管など、状況に応じて柔軟に対応できる応急復旧資材を事前に確保していたことにより、仮復旧を迅速に完了することができた。
- ・一方、今回被害の大きかった熊本県では、橋梁添架管の流出による大規模な断水が発生しており、引き続き、他県事例を参考に応急給水対応及び応急復旧対応の強化を図る必要がある。

課題 ・ ・ 対応策（1）（2）

4. 対応策

(1) 応急給水体制及び応急復旧体制の強化【県】

- ・県は、他県を含めた災害対応事例を収集し、市町村水道担当者研修会などで事例等を紹介することにより、引き続き市町村の応急給水体制及び応急復旧体制の強化を図る。
- ・集落単位の水源からのみ給水している地域は、当該水道施設が被災した場合、長期にわたり給水できない状態となるおそれがあるため、県は、水道事業者に対して、連絡管の設置や複数水源の確保等による広域的なネットワークの構築について助言を行う。

(2) 応急給水対応及び応急復旧対応【市町村】

- ・市町村は、引き続き、様々な事象を想定して必要な応急給水資材及び応急復旧資材を検討し、整備を進める。
- ・市町村は、引き続き、対応時に土地勘のある人を同乗させるなどの対策も含め、適切なアクセスルートの情報提供について検討を進めていく。
- ・市町村は、資材メーカーと応急復旧資材のレンタル方法について検討を進めていく。
- ・市町村は、自家発電設備の導入による配水池の停電対策を講じていく。

検証項目 3 : 災害応急・復旧対策

(2) : 断水・停電時の対応

① : 応急給水対応及び応急復旧対応

イ : 県営水道の安定供給及び送水支援

1. これまでの取組み

- ・大規模な地震等による送水管の破断、漏水事故、水質事故に備え、東濃地域と可茂地域を水道管で結び、生活に不可欠な水を相互融通することができる「東濃西部送水幹線」を整備した。
(事業期間：平成16年度～平成24年度)
- ・施設完成後の平成25年度からは、災害発生時により迅速な対応が行えるよう、受水市町と連携した訓練を毎年実施している。
- ・これまでに、「東濃西部送水幹線」を使用した相互融通を計5回実施し、断水を回避した。
- ・平成30年7月豪雨災害における美濃加茂市内の断水の原因が、県営水道に繋がる市配水管の口径不足であったことを教訓として、令和元年度に、市が当該配水管の口径を大きくする布設替えを実施した。

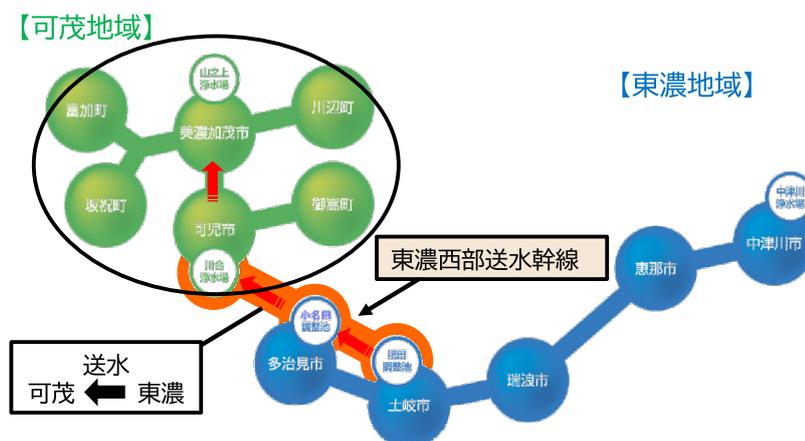
2. 事象（事実の記載）とその事象への対応

<事象>

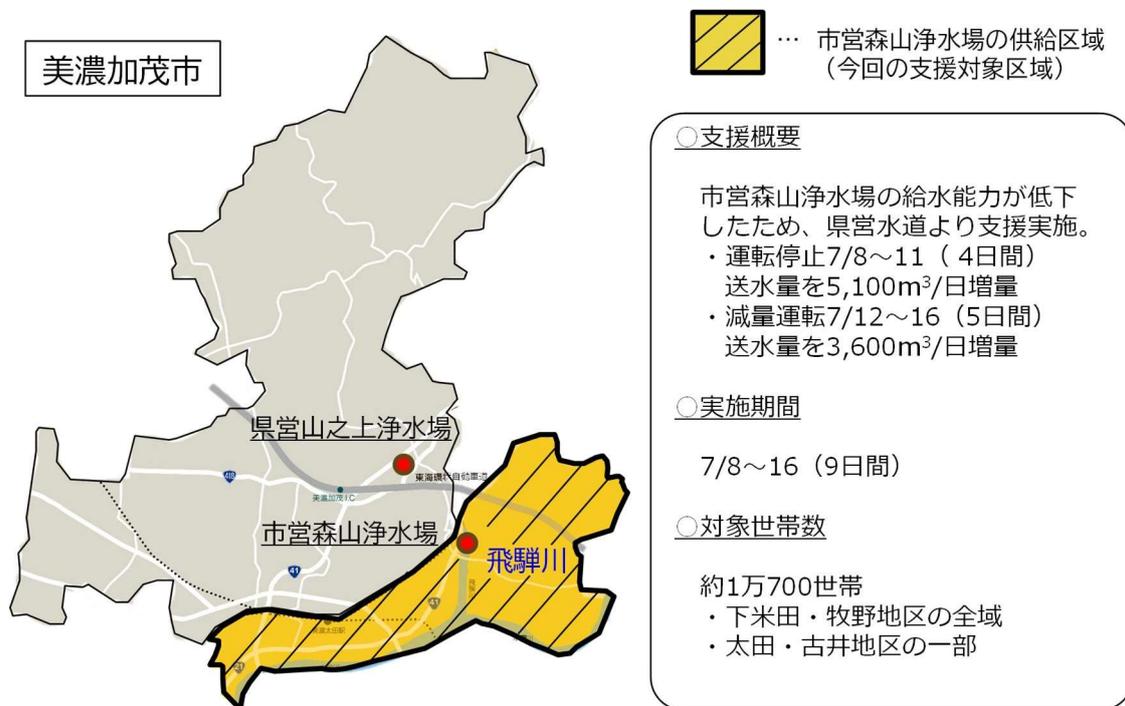
- ・飛騨川の水質悪化（高濁度）に伴い、可茂地域に水道用水を供給する県営山之上浄水場の処理能力が低下し、断水が懸念された。
- ・同様に、美濃加茂市営森山浄水場（以下：「市営森山浄水場」）においても、処理能力が低下し、断水が懸念された。

<オペレーション>

- ・「東濃西部送水幹線」により東濃地域から可茂地域へバックアップ送水した。
(下図)



- ・あわせて、美濃加茂市からの要請を受け、県営水道からの送水を増量し、市営森山浄水場供給地域への送水を支援した。（下図）



3. これまでの取組みの評価と今回の災害における課題

- ・平成30年7月豪雨に引き続き、東濃地域から可茂地域へのバックアップ給水を速やかに実施することにより、可茂地域への安定供給を確保した。
- ・県営水道からの送水を増量することで、市営森山浄水場供給地域の断水を回避することができた。
- ・東濃東部地域（中津川市・恵那市の全域及び瑞浪市の一部地域）へは、現時点ではバックアップ給水ができず、緊急時に水道水を融通することができない。

課題・・対応策（1）

4. 対応策

（1）東濃東部地域への相互融通施設の整備【県】

- ・県営水道における地域間相互のバックアップ機能を強化するため、現在、可茂地域から東濃東部地域への相互融通施設を整備しているところであり、計画どおり令和6年度までに完成するよう着実に推進する。

検証項目 3 : 災害応急・復旧対策**(2) : 断水・停電時の対応****② : 電力復旧対応****1. これまでの取組み**

- ・平成30年台風第21号において、県内各地で延べ約21万戸が停電し、解消に7日近くを要したため、翌年度から、県、市町村、電力会社が連携して、停電を引き起こす恐れのある立木を伐採する「ライフライン保全対策事業」を実施している。

実施期間：令和元年度～令和3年度（3か年）

実施主体：市町村（費用負担割合 電力会社 1/2 県 1/4 市町村 1/4）

令和元年度実績：6市村 事業量10.11ha、

補助対象事業費67,450千円

- ・停電時の対応を含め、大規模災害の発生時又は発生が予想される場合、県と中部電力（株）が相互に連携して県民生活の早期復旧を目指すため、令和2年3月27日に「大規模災害時における相互連携に関する協定」を締結した。

○協定の概要

【大規模災害時】

- ・連絡体制の確立
- ・県管理道路上の支障物除去の連携
- ・県管理道路以外の道路啓開
- ・電源車配置先の協議
- ・復旧のための活動拠点の提供
- ・県民への停電情報・復旧見通しの発信

【平時】

- ・重要施設情報の共有・自家発電設備等の設置促進
- ・事前対策（事前伐採）の実施
- ・訓練への積極的な協力

2. 事象（事実の記載）とその事象への対応**(1) 連絡体制**

- ・大雨特別警報が発表された7月8日から13日まで、停電・復旧状況等の連絡体制を構築のため、中部電力パワーグリッド（株）岐阜支社からリエゾン1名が、県災害対策本部に派遣された。
- 県内の停電発生状況、復旧状況を逐次確認でき、関係機関との迅速な情報共有、県民への早期情報提供に寄与した。

(2) 停電対応

- ・倒木による電線の断線や土砂災害による電柱の折損に起因する停電が、東濃地方や飛騨地方を中心に延べ約28,000戸発生したが、発生後概ね5日以内に解消した（停電箇所に通じる私道が未復旧である高山市朝日町地内の別荘地を除く）。
- ・土木事務所と電力会社が連携して土砂撤去や倒木処理等の道路啓開を実施した。

3. これまでの取組みの評価と今回の災害における課題

(1) 停電・復旧情報に係る連絡体制

- ・中部電力（株）とは、「大規模災害時における相互連携に関する協定」の締結をはじめ、ライフライン保全対策事業や県実施の防災訓練への参加など、平時から顔の見える関係を構築できており、今回の災害においては、協定に基づき派遣されたリエゾンにより、停電・復旧情報の提供を受けた。

(2) 倒木を原因とする停電対策事業

- ・令和元年度から実施しているライフライン保全対策事業において、立木の伐採を行った箇所で停電は発生しなかった。令和2年度は元年度の6市村から12市町村に実施希望が拡大しているため、引き続き電力会社の連携のもと、着実な推進が見込まれる。

4. 対応策

(1) 更なる協定の締結【県・その他】

- ・電力会社をはじめとする関係機関と顔の見える関係を維持する。今後、県内の一部に電力を供給している、関西電力送配電（株）、北陸電力送配電（株）とも協定を締結する。

(2) 訓練実施による練度の向上【県・その他】

- ・電力会社と協定に基づく訓練（情報伝達等）を行い、情報の取扱い（オペレーション）の練度を上げる。

(3) ライフライン保全対策事業の実施【県・市町村・その他】

- ・ライフライン保全対策事業は令和元年度からの3か年の事業となっていることから（今年度2か年目）、電力会社と連携して令和3年度まで引き続き実施する。令和4年度以降の実施については、事業効果の評価、市町村、電力会社のニーズ把握を行い検討する。

検証項目 3 : 災害応急・復旧対策

(3) : 公共交通不通の際の対応

① : 鉄道の復旧事業に係る連絡調整

1. これまでの取組み

(1) 岐阜県内の鉄道

- ・岐阜県内における鉄道路線は、以下のとおり。

<路線>

J R 東海 : 東海道本線、中央本線、高山本線、太多線、東海道新幹線

名古屋鉄道 : 名古屋本線、各務原線、広見線、竹鼻線・羽島線

地域鉄道 : 樽見線 (樽見鉄道)、明知線 (明知鉄道)

越美南線 (長良川鉄道)、養老線 (養老鉄道)

(2) 災害発生時の対応等

- ・運行中車両の被災防止のための運行管理については、各鉄道事業者の判断に委ねられており、具体的には降雨量等に基づき予防的な運転見合わせが行われている。
- ・災害復旧事業は、鉄道事業者において実施。長期間の運休は利用者にも大きな影響を及ぼすことから、復旧工事の速やかな着手、施工が求められるが、災害箇所によっては複数の管理者が関係する場合があります。災害発生前から、災害発生時の連携体制の強化に向けて、被害が生じる可能性のある地点について関係機関の把握等を行うとともに、災害発生時には、関係者において適宜連絡を取り合い、協議のうえ作業を進めている。

(3) 補助制度 (災害復旧関連)

補助金名	対象経費	補助率	備考
第三セクター鉄道 災害復旧事業費補助金 (国協調)	災害復旧事業に係る工事に直接必要な本工事費及び附帯工事費	国 1 / 4 県 1 / 4	平成 1 1 年～
地域鉄道災害対策 事業費補助金 (県単独)	災害復旧事業に係る工事に直接必要な本工事費及び附帯工事費 (国庫補助対象外となる小規模なもの)	県 1 / 4	平成 2 9 年 創設

2. 事象（事実の記載）とその事象への対応

(1) JR（高山本線）

<事象>

①運行関係

7月6日(月)～7日(火)

- ・雨量規制のため、下麻生駅～高山駅間運転見合わせ。
*運行時の被害なし。

7月8日(水)

- ・雨量規制のため、岐阜駅～猪谷駅間運転見合せ、
岐阜駅～美濃太田駅間は夕方には運転再開。

7月9日(木)～10日(金)

- ・被害状況調査のため、下麻生駅～猪谷駅間運転見合せ。

7月11日(土)～

- ・被災による運転見合せ。
不通区間（順次不通区間縮小）

7月11日 下呂駅～高山駅

7月14日 飛騨萩原駅～高山駅

7月18日 飛騨小坂駅～渚駅

7月23日(木)

- ・全区間運転再開。

②復旧関係

7月9日(木)

- ・JRが、複数の箇所で見合わせ発生し、線路設備等が損壊するなどの被害があること（状況の全容把握については調査中）を発表。

【主な被災箇所】

高山本線 飛騨一ノ宮駅～高山駅間 130K700m 土砂流入
その他、複数箇所土砂流入、線路冠水

- ・JRが高山国道事務所との協議を開始。

7月10日(金)

- ・JRが復旧工事に着手。

7月14日(火)

- ・JRが、12箇所の被災発生（内復旧済み4箇所）、7月16日から飛騨萩原駅～飛騨小坂駅、渚駅～高山駅間のバス代行輸送の実施、同区間の7月20日までの運転再開を発表。

7月17日(金)

- ・JRが、7月18日から飛騨萩原駅～飛騨小坂駅、渚駅～高山駅間の運転再開をすることを発表。

7月21日(火)

- ・JRが、7月23日から全線運転再開をすることを発表。

7月23日(木)

- ・始発から全線運転再開。

<オペレーション>

- ・JRから被災状況、復旧状況、再開見込みについて随時情報収集を実施。その他、下呂市及び中部地方整備局から情報収集を実施。
- ・7月21日に県、飛騨地域3市1村でJR、中部地方整備局及び中部運輸局に対し早期復旧について緊急要望を実施。

(2) 地域鉄道

<事象>

①運行関係

7月6日(月)～7日(火)

【長良川鉄道】

- ・雨量規制のため、美濃市～郡上八幡間始発から運転見合わせ。

7月8日(水)

【長良川鉄道】

- ・雨量規制のため、美濃太田～北濃間運転見合わせ、夕方には運転再開。

【明知鉄道】

- ・雨量規制のため、全線運転見合わせ、夕方には一部運転再開。

【樽見鉄道】

- ・雨量規制のため、神海～樽見間運転見合わせ。

7月9日(木)

【明知鉄道】【樽見鉄道】

- ・全線運転再開。

7月11日(土)～12日(日)

【明知鉄道】

- ・雨量規制及び倒木・土砂崩れのため、11日夜から全線運転見合わせ、翌12日の午前には運転再開。

②復旧関係

7月12日（日）

【明知鉄道】

- ・土砂崩れが発生した法面は社員により応急処置済、倒木についても撤去済。
- ・災害・事故等連絡体制に基づき報告あり。

被災箇所 1箇所

恵那駅～東野駅間 1K500m 土砂流入

3. これまでの取組みの評価と今回の災害における課題

(1) 運行中車両の被害の未然防止

- ・今般の災害時においては、鉄道各社により、適切な時期、区間に予防的な運転見合わせ等が行われた結果、運行中車両の被災を原因とする人的、物的被害は生じなかった。

(2) 鉄道施設の復旧事業にかかる連絡調整

- ・初動からJRと国道事務所が連携して災害復旧に取り組んだことで早期復旧が図られた。
- ・被災後直ちに、飛騨3市1村と共同で関係機関に緊急要望を実施し、早期復旧を求めた。

(3) 迅速な情報収集

- ・連絡先を年度当初等に確認することにより、JR及び地方鉄道各社から、災害及び運行情報の収集を迅速に行うとともに、主要箇所の現場確認を行うなど、関係部局との情報共有に努めた。
- ・路線バスの迂回運行の検討にあたり、バス事業者からの情報収集に努めた。

4. 対応策

(1) 鉄道施設の復旧事業に係る連絡調整の徹底【県・その他】

- ・災害時に円滑な連絡調整を図るために、事前に適切な連絡先の確認と平時の情報交換を行う。
- ・県及び鉄道事業者は、鉄道施設以外の施設に被災が確認された場合に、関係者を速やかに確認し、情報共有を図る。
- ・県は、鉄道の災害復旧にあたり、必要に応じ現場確認を行い、補助金の確保に努める。
- ・県は、関係機関に対し早期復旧を働きかけるとともに、必要に応じ、国へ予算を求めるなど、迅速な対応に努める。

検証項目 3 : 災害応急・復旧対策

(3) : 公共交通不通の際の対応

② : 通学困難者に対する学習機会の確保

ア : 県立学校における学習機会の確保

1. これまでの取組み

- ・ 県立高校においてオンライン授業に必要な発信・受信環境を整備した。
 - 4月20日(月) 新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業時の学習機会を確保するため、全県立高校にオンライン授業を展開するWEB会議室を整備(各校1WEB会議室)
 - 5月10日(月) 各高校のWEB会議室を1から3に増設(各学年1WEB会議室。これにより全体で300会議室)
 - 5月15日(金) 端末又はWi-Fi環境がない生徒にLTE付きタブレット端末配布(=全ての生徒の受信環境を整備)

2. 事象(事実の記載)とその事象への対応

<事象>

- ・ 7月8日朝より、JR高山線及び国道41号を通る路線バスの運休により、交通途絶。
- ・ 飛騨地域の県立4高校で最大約300名の生徒が通学困難。
(益田清風:140名、斐太:92名、飛騨高山:22名、高山工業:45名)

<対応>

○オンラインによる家庭学習の支援

- ・ 家庭学習を支援するためオンライン授業を実施。多様な授業展開を行う等のため、上記4校に他地域の高校のWEB会議室(56会議室)を付替えた。

【オンライン授業実施状況】

高校名	使用WEB会議室数 (既存→付替え後)	1回線の配信時間
益田清風高校	4→19	6時間/1日
斐太高校	4→11	7時間/1日
飛騨高山高校	7→27	6時間/1日
高山工業高校	3→17	6時間/1日
合計	18→74	25時間/1日

○サテライト教室の開設

- ・ 7月17日(金) 通学が困難となっている生徒が自宅から通学可能な学校に、オンラインを活用したサテライト教室を開設
- ・ 同 日 同教室で受講する生徒にタブレット端末を貸与

サテライト教室名	利用生徒数(最大数)			
	益田清風高校	斐太高校	飛騨高山高校	高山工業高校
益田清風高校教室	—	33名	5名	7名
斐太高校教室	4名	—	—	—
飛騨高山高校教室	7名	—	—	—
合計	11名	33名	5名	7名

※サテライト教室では、在籍校とサテライト教室校の教員が巡回し学習状況を把握・指導

○電話連絡による健康状態等の把握

- ・通学困難となった全ての生徒に対し、それぞれの担任が電話で連絡を行い、生徒の健康状態や学習状況などを随時把握した。

3. これまでの取組みの評価と今回の災害における課題

<評価>

- ・オンライン授業に必要な環境の整備を進めてきた結果、災害時においても既存の環境を活用して学習の機会を確保することができた。
- ・平時からオンラインの活用にあたり教材の共有などによる業務効率化を図ってきたことにより、災害時にも迅速に対応することができた。
- ・サテライト教室を開設することにより、生徒の学習状況を把握し、きめ細かな指導を行うことができた。

<課題>

- ・災害時にオンラインを活用した学習支援が有効と確認されたことを踏まえ、緊急時の付替え等にも対応するWEB会議室の増設が必要である。
- ・住家等の被害により十分な受信環境を確保できない場合も想定されることから、貸与するタブレット端末の通信環境の確保が必要である。

課題・・対応策(1)

- ・災害等により通学困難期間が長期化した場合、生徒の心身の健康に配慮するためのきめ細かな心のケアや教育相談が必要である。

課題・・対応策(2)

4. 対応策

(1) オンライン授業に必要な環境の増強【県】

- ・WEB会議室を300から900に増設する。
(文系・理系、選択科目など各高校の授業展開数に応じて増設)
- ・受信環境が十分でない生徒への貸与用タブレット端末の通信料を確保する。

(2) 相談窓口の確保【県】

- ・生徒や保護者からの悩みや学習に関する相談を受けるための専用電話(各校2回線)を継続運用する。

検証項目 3 : 災害応急・復旧対策**(3) : 公共交通不通の際の対応****② : 通学困難者に対する学習機会の確保****イ : 私立学校における学習機会の確保****1. これまでの取組み**

- ・警報等発表時における県内私立学校（小・中・高）及び私立幼稚園の対応状況（休校等）を適時確認、情報共有している。
- ・学校における被害状況（施設、通学等）を迅速的確に把握し、国等の支援策の情報提供など、児童生徒の学習環境の確保のため必要な対応を行っている。

2. 事象（事実の記載）とその事象への対応**(1) 学校の対応**

- ・高山西高等学校では、7月8日朝より、J R 高山線及び国道41号を通る路線バスの運休により、交通途絶。通学困難者46名が発生した。
- ・学校では、生徒の学習機会の確保のため、以下の取組みを実施した。
 - ①下呂市内へのサテライト教室の開設（下呂市「星雲会館」）
（サテライト教室利用生徒数 最大9名）
 - ②高山市内に宿泊して通学する生徒に対し、宿泊施設をあっせん

(2) 県の対応

- ・学校の対応を受け、保護者及び学校負担の軽減を図るため、学校が実施するサテライト教室開設費用や生徒の宿泊費補助への支援を決定した。

3. これまでの取組みの評価と今回の災害における課題

- ・災害時における各学校等との情報共有が適時的確に行われ、児童生徒の通学状況や学校の対応状況を逐次把握し、必要な対応を迅速に実施した。

課題・・・対応策（2）**4. 対応策****(1) 保護者や学校の負担軽減【県】**

- ・高山西高等学校の対応（サテライト教室開設、生徒への宿泊費補助）に対し、県として支援する。（既定予算）

(2) 学校との情報共有、連携【県】

- ・今後も災害時における各学校等との情報共有と状況把握を適宜行い、学校等や児童生徒にとって必要な対応（支援等）を速やかに実施する。

検証項目 3 : 災害応急・復旧対策

(4) : 被災者支援対策

① : 被災者生活再建への支援

ア : 被災者生活再建支援制度・災害救助法の活用による支援

1. これまでの取組み

<被災者生活再建支援制度>

- ・被災者生活再建支援法に基づく国制度と、国制度が適用されない場合の補完としての県制度を通じ、住家被害を受けた被災者の生活再建を支援してきた。
- ・ただし、国制度と県制度では同一災害であるにもかかわらず、支援額に差があったことから、これを解消するため県制度を改正し、支援額を国と同額とした（平成31年4月から適用）。

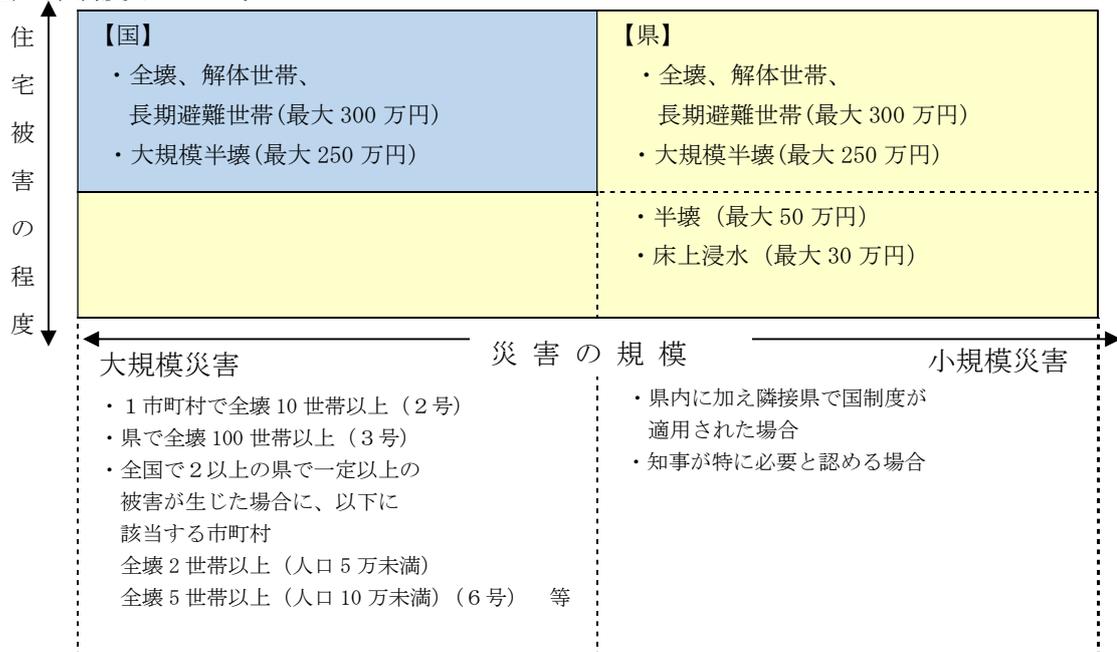
〔国：被災者生活再建支援法〕

- ・自然災害により被災した者に対し、住家の被害程度に応じ支援金を支給するもの。国費1/2の補助を受け、都道府県が拠出した財源で（公財）都道府県センターに設置した基金により運用。

〔県：被災者生活・住宅再建支援事業費補助金〕

- ・国制度で対象とならない小規模災害にも適用するよう対象を拡大するとともに、半壊世帯、床上浸水世帯を対象として、市町村が被災者に支援金を支給する事業に要する費用を県が助成（2/3）。

〔国・県制度イメージ〕



※一部損壊、床上浸水は県の制度においても対象とならない

<災害救助法>

- ・住家の滅失世帯数について一定の基準を満たしていない場合にあっても、特別警報（警戒レベル5）の発表など大規模な災害が発生又は発生するおそれのある場合には、積極的に救助法を活用（同法施行令第1条第4号適用）し、迅速な被災者支援につなげている。
- ・平成30年7月豪雨災害においては、大雨特別警報が発表された16市町村を含め、21市町村に適用した。

2. 事象（事実の記載）とその事象への対応

- ・住家被害（令和2年9月4日時点）
全壊6件、半壊37件、
床上浸水30件、一部損壊87件、床下浸水299件

<被災者生活再建支援制度>

- ・下呂市において全壊4世帯が発生し、被災者生活再建支援法（同法施行令第1条第6号）に定める基準を満たしたことから、同法を適用した（7月8日付け）。
- ・国制度の適用を受けない住家被害については、県制度の対象として生活再建を支援する。

<災害救助法>

- ・大雨特別警報（警戒レベル5）が発表された6市（中津川市、恵那市、郡上市、高山市、飛騨市、下呂市）について、内閣府と協議を行い、同法を適用した（7月8日付け）。
- ・法の適用にあたり、県から市町村へ委任する避難所設置や住宅の応急修理などの救助事務について、各市と個別に協議し全項目を委任することとした。

3. これまでの取組みの評価と今回の災害における課題

<被災者生活再建支援制度>

- ・適用条件の緩和
 - 対象が一定規模以上の自然災害に限定されるため、同一被害であっても支援を受けることができない住民が発生した。
- ・支援範囲の拡大
 - 著しい被害を受けた場合も、半壊・床上浸水は支援対象とならなかった。
- ・全国知事会からの提言を受け、国では半壊世帯のうち損害割合30%台の補修費は「著しい被害」として、加算支援金を支給することとして検討が進められている。

【補修費の平均(全国知事会調べ)】	
・大規模半壊 (40-49%)	: 926.4 万円
・半壊 (30-39%)	: 466.6 万円
・半壊 (20-29%)	: 162.8 万円

○国で検討されている支援内容

損害割合		基礎支援金	加算支援金	計
半壊 (20~39%)	法対象 (30~39%)	—	建設・購入 100万	100万
			補修 50万	50万
			賃貸 25万	25万
法対象外 (20-29%)	—	—		

課題・・対応策(1)(2)(3)

<災害救助法>

- ・大雨特別警報発表の当日、直ちに災害救助法を適用できたが、県・市とも目の災害対応を迫られる中で、県から市への委任事務項目を迅速に決定する必要があったことから、あらかじめ項目を定めておくことと事務を円滑に進めることができると考えられる。

課題・・対応策(4)

4. 対応策

<被災者生活再建支援制度>

(1) 被災者生活再建支援法の基準見直しに係る要望【国・県】

- ・適用条件の緩和
→「1市町村で全壊10世帯以上」といった基準を見直し、条件を緩和するよう国へ要望する。
- ・支給範囲の拡大
→被災者生活再建支援法の対象に半壊（損害割合20～29%）に加え一部損壊や床上・床下浸水被害を含めるよう見直し、対象を拡充するよう国へ要望する。

(2) 自然災害に対応した住宅の保険・共済加入の促進【県・市町村・その他】

- ・自然災害からの住宅再建等の生活再建については「自助」による取組みが基本であり、被災者生活再建支援金等の「公助」はこの取組みを側面的に支援するものであることから、住民に対し自然災害に備えた適切な保険・共済への加入を促進する。

※全国知事会の実務者会議の実態把握調査において、半壊や準半壊でも適切な保険・共済への加入により数百万円程度の受取金を得られる、と報告されている。

(3) 県制度の改正【県・市町村】

- ・国制度が半壊のうち損害割合30%以上40%未満の被害が対象となることを踏まえ、県制度を改正する。

<災害救助法>

(4) 県から市町村への救助事務の委任に係る事前の取り決めの実施

【県・市町村】

- ・災害救助事務の円滑化を図るため、事務委任に関する事前の取り決めや費用の範囲、精算方法等について、市町村と意見交換を行い、手続きや様式等について「手引書」などの方法により、あらかじめ定めておく。

検証項目 3 : 災害応急・復旧対策

(4) : 被災者支援対策

① : 被災者生活再建への支援

イ : 被災者への住宅確保支援

1. これまでの取組み

(1) 業界団体との協定の締結

協 定	締結日	締結団体
災害時における被災住宅の応急修理に関する協定	S56. 3. 25	(一社)岐阜県建設業協会
災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定	S56. 3. 25	(一社)プレハブ建築協会
災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定	H24. 8. 21	(公社)岐阜県宅地建物取引業協会 (公社)全日本不動産協会岐阜県本部 (公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会
災害時における木造応急仮設住宅の建設に関する協定	H24. 8. 21 H31. 4. 17	岐阜県産直住宅協会 (一社)全国木造建設事業協会 (一社)日本木造住宅産業協会

(2) 応急仮設住宅の供与及び被災住宅の応急修理に係る業務マニュアルの作成

- ・「応急仮設住宅建設マニュアル」(平成31年3月改訂)
- ・「災害時における賃貸型応急住宅実施マニュアル」(令和元年12月策定)
- ・「岐阜県住宅応急修理実施マニュアル」(令和2年1月策定)

(3) 県営住宅の無償提供に係る制度の整備

- ・「災害に伴う県営住宅の一時使用許可取扱要綱」(令和2年7月17日改定)
※罹災証明書が発行されない避難勧告世帯等についても、県営住宅の目的外使用を認める旨改定。
- ・「災害に伴う県営住宅の一時使用許可における選定手続き要領」
(平成28年12月27日改定)

2. 事象(事実の記載)とその事象への対応

<事象1>

- ・県内の住家等において土砂の流入や床上浸水などの被害が発生。

<オペレーション1>

- ・7月8日、6市に対し災害救助法を適用し、「応急仮設住宅の供与」及び「被災住宅の応急修理」を事務委任。

- ・ 7月9日、6市に対して、被災住宅の応急修理に係る業務マニュアル等の資料を提供すると共に、問い合わせがあった市に対して助言、情報提供を実施。
- ・ 高山市及び下呂市は、応急修理受付窓口を設置し、罹災証明書が発行された被災者に対し、災害救助法に基づき修理費用の一部を負担（高山市：7月8日～、下呂市：7月27日～）。
- ・ 8月19日、下呂市が、罹災証明書が発行された被災者に対し、賃貸型応急住宅の入居受付を開始。
- ・ 7月13日、県は、即入居可能な住戸として県営住宅7戸を無償提供することを周知。

<事象2>

- ・ 7月7日、郡上市大和町奥田洞谷で土砂災害の危険が高まったため、12世帯39人に対して避難指示が発令。
- ・ 8月7日、避難指示解除。

<オペレーション2>

- ・ 郡上市は、避難住民の住まいとして、賃貸型応急住宅の供与を調整し、県も助言を行っていたが、避難指示解除に伴い賃貸型応急住宅の供与は実施せず。

<事象3>

- ・ 7月13日、土岐市泉が丘町地内で地滑りの兆候が確認され、3世帯10人に対し避難勧告発令。

<オペレーション3>

- ・ 県は、土岐市からの要請を受け、7月21日から避難世帯に対し県営泉北住宅を無償提供（1世帯2名入居）。

3. これまでの取り組みの評価と今回の災害における課題

<評価>

- ・ 災害時に住宅が被災または住宅を失った方に対して、迅速かつ円滑に「応急仮設住宅の供与」及び「被災住宅の応急修理」を行うため県が作成した業務マニュアル等について、事務委任された市に対して速やかに情報提供すると共に必要な助言ができた。
- ・ 県営住宅の無償提供について、罹災証明書が発行された被災者に対して、即入居可能な住戸として県営住宅7戸の提供を速やかに周知すると共に、今回の災害を契機に、避難勧告世帯等も無償提供の対象とするよう要綱を改定した。

<課題>

- ・今回のような局地災害による住宅被害では、被災者は自宅近隣で応急的な住まいを確保する意向が強いが、県営住宅の立地や空き住戸の状態によっては、自宅近隣での提供が困難な場合がある。

課題・・対応策（１）（３）

- ・被災者の避難所生活が長期化する場合、感染症のリスクが高まるため、できるだけ早期に公営住宅や応急仮設住宅へ移行するなど、安心して暮らせる住環境を確保する必要がある。

課題・・対応策（２）（３）

- ・今回の災害では、熊本県において仮設住宅が建設された。当県では建設に至らなかったが、今後の豪雨災害の被災規模によっては、建設予定地が不足し、必要戸数を建設できない可能性がある。

課題・・対応策（３）**4. 対応策****（１）提供可能な公営住宅の情報共有【県・市町村】**

- ・自宅近隣で応急的な住まいを提供するためには、既存ストックである県や市町村の公営住宅、応急仮設住宅といった幅広い選択肢を示す必要があることから、被災後速やかに、県と市町村間で提供可能な公営住宅の情報を共有する。

（２）公営住宅や応急仮設住宅の提供に関する知識等の確認【県・市町村】

- ・早期に避難所から公営住宅や応急仮設住宅へ移行するため、これらの住宅の提供に関する知識やスキーム、役割分担などについて、あらかじめ県と市町村間で確認する。

（３）応急仮設受託建設予定地の確保【県・市町村】

- ・市町村に対する説明会や研修会を定期的を開催し、公営住宅や応急仮設住宅に関する必要な知識や情報の共有、役割分担などの確認を行うと共に、建設予定地の確保等について助言を行うなど、災害時の住まいの迅速で円滑な提供体制を確保する。

検証項目 3 : 災害応急・復旧対策**(4) : 被災者支援対策****② : 災害廃棄物の円滑・迅速な処理****1. これまでの取組み**

- ・県内で想定される地震や浸水被害で発生する廃棄物量の推計、必要な仮置場の面積、仮置場における分別の徹底などを内容とした「岐阜県災害廃棄物処理計画」を平成28年3月に策定した（平成29年9月改定）。
- ・必要な仮置場の確保など県計画と整合した市町村計画の早期策定を要請するとともに、災害廃棄物処理に関する説明会の開催や市町村処理計画のひな型提供などの支援を実施した。
※市町村計画の策定状況 令和元年度末時点において40市町村（95.2%）
- ・県及び市町村処理計画の実効性を高めるため、県及び市町村担当者等を対象に発災直後の仮置場の設置や関係機関との連絡調整などに関する図上演習を令和元年9月26日に実施した。

2. 事象（事実の記載）とその事象への対応**<事象>**

○災害廃棄物の発生

- ・下呂市内、白川町内、高山市内、各務原市内などにおいて浸水被害による災害廃棄物が発生。
- ・八百津町内において突風被害による災害廃棄物が発生。

○仮置場の設置

- ・特に被害の大きかった下呂市、白川町及び八百津町は、各市町の災害廃棄物処理計画に基づき、仮置場を設置し災害廃棄物の処理を実施。

<オペレーション>**【下呂市の状況】**

- ・7月10日 市内2箇所に仮置場を設置。
(小坂地区：7月11日から16日まで受入れ)
(萩原地区：7月11日から22日まで受入れ)
- ・7月11日～ 下呂市所有の運搬車両や、地元業者の協力を得て、搬出作業を実施。
- ・7月18日～ 下呂市からの依頼を受けた警察が仮置場の警らを実施。

(参考)

浸水被害を受けた農業集落排水施設に堆積した汚泥（一般廃棄物）の撤去・運搬について、市から支援要請があり、県から無償団体救援協定に基づき岐阜県環境整備事業協同組合に7月10日支援要請を行い、15日撤去・運搬完了。

【白川町の状況】

- ・ 7月8日 町内1箇所に仮置場を設置。
(7月8日から17日まで受入れ)
- ・ 7月8日 町は、県に対し災害廃棄物の運搬について支援を要請。
- ・ 7月8日 県は、無償団体救援協定に基づき岐阜県清掃事業協同組合に対し支援要請を実施。
- ・ 7月10日～17日 県の要請を受けた岐阜県清掃事業協同組合が処理施設への運搬を実施。

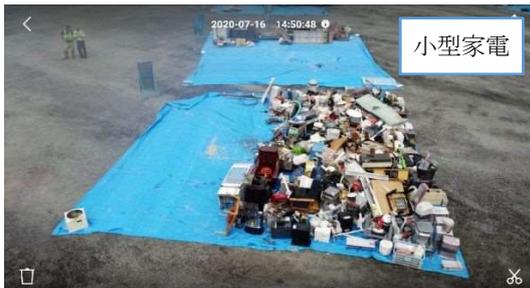
【八百津町の状況】

- ・ 7月9日 町内1箇所に仮置場を設置。
(7月9日から12日まで受入れ)
- ・ 7月9日 町は、県に対し災害廃棄物の運搬について支援を要請。
- ・ 7月9日 県は、無償団体救援協定に基づき岐阜県清掃事業協同組合に対し支援要請を実施。
- ・ 7月13日～14日 県の要請を受けた岐阜県清掃事業協同組合が処理施設への運搬を実施。

【高山市・各務原市の状況】

- ・ 被害を受けた家屋から排出される災害廃棄物については、個別に収集運搬を実施。

○下呂市萩原地区仮置場（7月16日）



3. これまでの取組みの評価と今回の災害における課題

<評価>

- ・各市町の災害廃棄物処理計画に基づき、早期に災害廃棄物の仮置場を設置し、住民への広報・廃棄物の分別など仮置場の運営もおおむね良好であったことから、災害廃棄物を比較的迅速に処理できている。
- ・特に、下呂市においては平成30年7月豪雨災害でも被害を受けており、その経験から迅速に対応した。また、災害廃棄物の収集・運搬について支援要請を行うことなく、原則市内に対応している。

<課題>

- ・今回被災した市町においては、過去の経験もあり、また、災害廃棄物の発生状況は比較的小規模であったことから市町の計画に基づき迅速に対応できたが、県内全域のどの市町村で災害が起きても、今回同様、市町村処理計画に基づき速やかに仮置場を設置し、住民への広報・廃棄物の分別など適切な仮置場の運営を迅速に行う必要がある。

課題・対応策（1）

- ・大規模な災害に備え、収集運搬と処理の広域連携について、あらかじめ調整を図っておく必要がある。また、被災家屋等からの災害廃棄物の搬出にあたっては、「災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル」（令和2年8月：環境省・防衛省策定）を参考に、市町村が中心となって、NPOやボランティア、民間事業者、自衛隊等との役割分担・連携を考慮し、生活圏から円滑かつ迅速に搬出する必要がある。

課題・対応策（1）（2）

4. 対応策

（1）災害廃棄物図上演習等の実施【県・市町村】

- ・県は、災害廃棄物処理に関する研修会の開催や図上演習の実施を継続し、県及び市町村担当者の災害廃棄物対応力向上を図る。

（2）「岐阜県災害廃棄物広域連携行動要領」の制定【県】

- ・県は、県内の市町村及び関係業界団体が円滑に連携して対応できるよう、「岐阜県災害廃棄物広域連携行動要領」を制定し、連絡調整体制について共有を図る。

検証項目 3 : 災害応急・復旧対策 (5) : 文化財の被災への対応

1. これまでの取組み

- ・昭和32年 大湫神明神社の大スギを県天然記念物に指定した。
- ・毎年、市町村担当者会議等において、別紙「文化財被災時の対応について」のとおり災害時の連絡徹底について周知した。

2. 事象（事実の記載）とその事象への対応

<事象>

- ・7月11日22時15分頃、大杉が根本から倒木。一般県道大湫恵那線を塞ぎ、民家の屋根の一部が破損。また、電柱・電線を巻き込み、付近約100戸が一時停電。

<オペレーション>

- ・7月12日8時3分、県災害対策本部から連絡を受けた文化伝承課職員が瑞浪市教育委員会に連絡。
- ・7月12日8時44分、現場を確認した市職員から文化伝承課職員に報告。
- ・7月12日～13日、県から県文化財保護審議会委員及び会長に協議。復旧は困難との回答を得て、市教育委員会に伝達。
- ・7月13日、多治見土木事務所が県道を塞ぐ部分を除去し、県道の通行規制が解除。
- ・7月16日、岐阜県森林研究所、県産材流通課職員による現地視察。
- ・7月19日、文化伝承課職員による現地視察。
- ・8月6日、県文化財保護審議会委員（浅見佳世委員：常葉大学准教授）による現地視察。

(倒木の様子)



3. これまでの取組みの評価と今回の災害における課題

<評価>

- ・市文化財担当部局からの問い合わせ（県道の通行の支障となっている部分及び電線にかかっている部分の除去の可否について）に対し、県文化財保護審議会委員と協議し、速やかに回答することができた。

<課題>

- ・瑞浪市防災部局から県災害対策本部に報告があった一方で、文化財担当部局から文化伝承課に報告がなかった。

課題 ・ ・ 対応策（１）

4. 対応策

（１）連絡体制の周知徹底【県】

- ・市町村担当者会議等において、被災時の連絡体制及び県への速やかな連絡について周知を徹底する。

（２）文化財保護事業の実施【県】

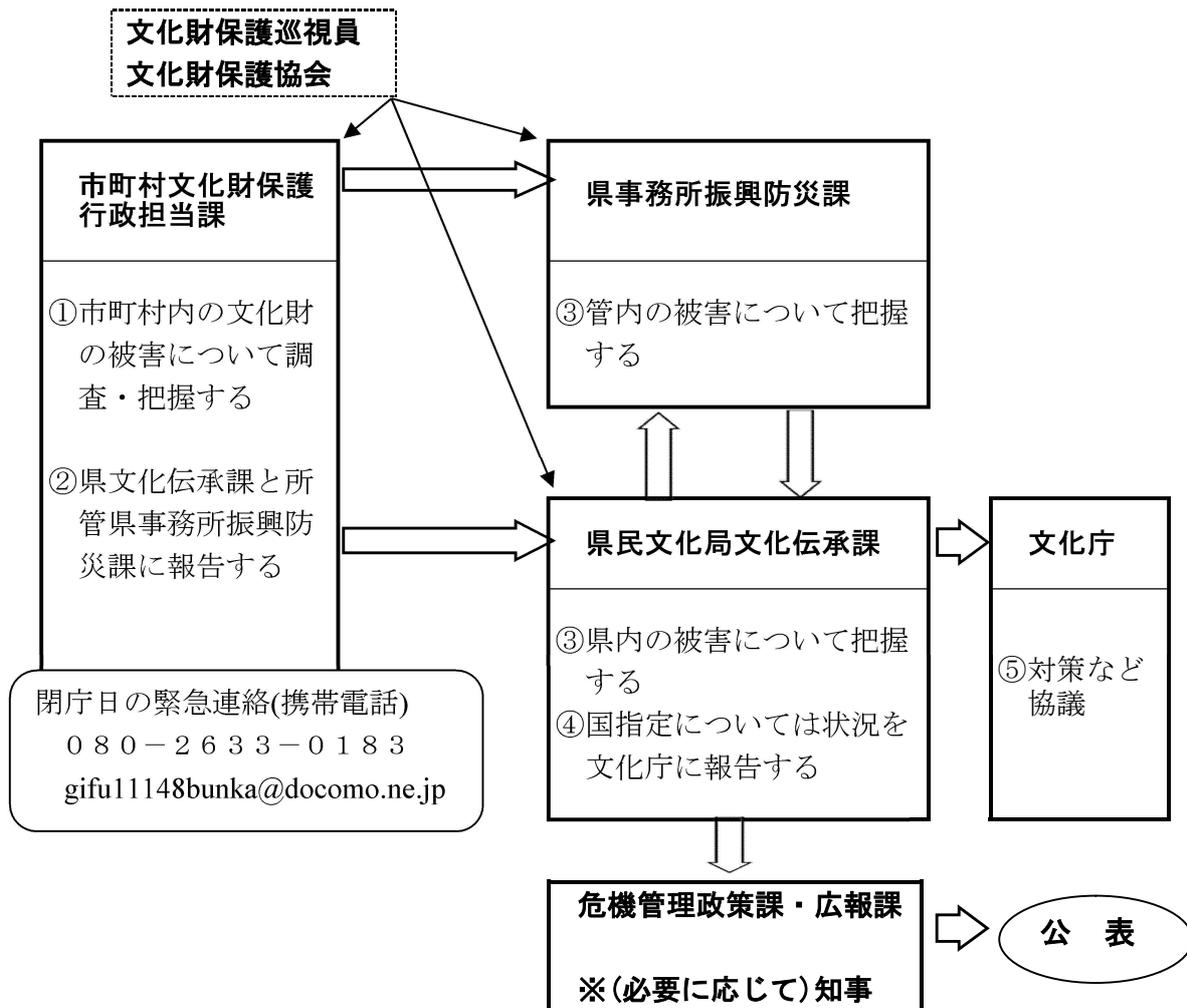
- ・令和元年度から5か年計画で「文化財デジタルアーカイブ事業」を実施しており、文化財の被災に備えていく。

文化財被災時の対応について

○事前の対応

- ・年度当初の文化行政担当者会議において市町村へ連絡体制について周知
- ・台風等が想定される場合、事前に市町村担当者へ再確認

○情報収集のフロー



○被災後の対応

- (1)被災状況の詳細確認・聞き取り
 - ・国指定文化財：文化庁へ報告
復旧の手法について協議
国補助金の活用による復旧について協議
 - ・県指定文化財：復旧の手法について協議
県補助金の活用による復旧について協議
 - ・市町村指定文化財：市町村からの情報提供
- (2)エキスパートバンクの有識者の紹介、派遣
- (3)文化財保護協会、文化財保護巡視員との情報共有

検証項目 3 : 災害応急・復旧対策
(6) : 風評被害など観光への影響

1. これまでの取組み

- ・平成30年7月豪雨災害の検証を踏まえ、大規模災害時における観光地への風評被害の軽減と観光客の早期回復を図るための「岐阜県大規模災害時観光誘客方針」を策定した(平成31年3月)。

2. 事象(事実の記載)とその事象への対応

＜事象＞

- ・国道41号の一部通行止め、JR高山本線の一部不通等に加え、被災地域の映像報道等の影響によると思われる県内宿泊施設でのキャンセルが発生。

○ 災害による宿泊キャンセル

地 区	人 数	備 考
下呂市	約3,400人	うち、下呂温泉は約2,800人
高山市奥飛騨温泉郷	約9,700人	7/6～8/2の予約分へのキャンセル調査

○ 現場の声

- ・名古屋から下呂温泉への交通アクセスとして、国道41号が通れるのかという問い合わせがある。
- ・下呂温泉の温泉街自体に被害はないし、名古屋からのアクセスとして、鉄道や道路にも問題ないのだが、被災したイメージがあるのかキャンセルが相次いだ。
- ・コロナもあり比較は困難であるが、豪雨のすぐ後の観光客は目に見えて少ない。村営駐車場は、その前の週末には300台程度あったところが、豪雨後は100台に満たない。宿泊される方の多い高山や下呂の冷え込みは当村に直結するため、飛騨地域全体が盛り上がっていく必要がある。また、「白川(町)」と聞いて白川郷と勘違いされる電話もある。

＜正確な情報の発信＞

- ・被災直後から、県観光公式ホームページ「ぎふの旅ガイド」やSNSにより県内道路のアクセス情報や鉄道・バスの運行状況について、交通事業者等の情報発信を活用しながら、きめ細かく発信。
- ・風評被害対策として、観光庁ホームページに今回の豪雨災害による観光地の情報を掲載。本県についても、観光地へのアクセスが可能であること及び全ての観光施設が通常どおり営業していることを掲載。

＜観光誘客プロモーション＞

- ・令和2年7月18日以降、下呂市及び高山市とともに愛知県内の大型ショッピングセンター等（オアシス21及びイオンモール）の来場客に、観光地自体は元気であることと、観光をPRする観光キャラバンを実施。（7月18日、7月23日、8月2日）
- ・（一社）下呂温泉観光協会は、GIFTS PREMIUM（名古屋）において、下呂温泉のPRを実施。（7月18日～19日、7月23日～26日）

＜旅行需要の喚起に向けた対策＞

- ・7月15日には、県として東海三県民向けの宿泊割引クーポンを発行。
- ・国は、「Go To トラベル事業」を7月22日から開始。

3. これまでの取組みの評価と今回の災害における課題

- ・「岐阜県大規模災害時観光誘客方針」に基づき、交通アクセスや主要温泉地の被災状況に関する正しい情報発信と本県の宿泊促進キャンペーン等を適切なタイミングで実施したことは、地元からも評価をいただいております、地域の誘客促進に繋がっている。

4. 対応策

（1）感染状況を踏まえた観光誘客の方針【県・市町村・その他】

- ・新型コロナウイルスの感染状況も注視しながら、引き続き「岐阜県大規模災害時観光誘客方針」に基づき、正確な情報発信と観光誘客の促進を図る。